

甌島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の西方約30kmの東シナ海上に、北東から南西の方向に約35kmにわたって位置しており、上甑島(44.14km²)、中甑島(7.3km²)、下甑島(66.12km²)の3島からなっています。

○ 地形

各島とも地形は急峻で、上甑島は遠目木山(約420m)、中甑島は帽子山(約300m)、下甑島は尾岳(約600m)をそれぞれ最高峰にして、200m以上の山が連なり、平地が少ない地形となっています。

海岸線は変化に富んでおり、上甑島には砂州によって形成されたトンボロ地形や潟湖群も見られ、特に西側海岸には、奇観を呈した海触崖が多く見られ、これらの海岸線を含めた景勝地が甑島県立自然公園に指定されています。

○ 気候

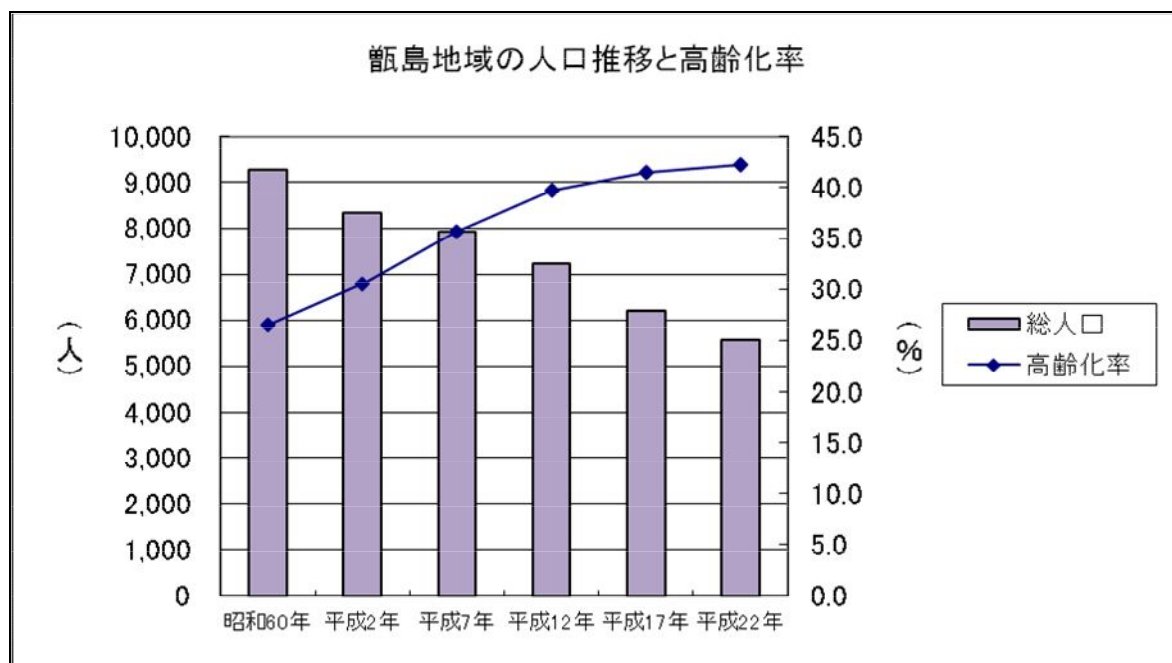
温暖ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けます。

○ 行政区域

行政区域は、薩摩川内市に属しています。

○ 人口

平成22年国勢調査の人口は、5,576人と長期継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 本地域においては、定期航路が本土との唯一の交通手段となっていますが、国・県・関係市及び地元住民等で組織する甑島航路改善協議会において策定された甑島航路改善計画に基づき、平成24年4月から島内寄港地が集約されました。
- ◇ また、平成26年春には、老朽化した「シーホーク」の代替船が就航し、高速船の本土側寄港地が川内港へ移設されます。

◆ フェリーニューこしき（940 t）

- 里 ～ 串木野 1時間15分（最短） 1日2便
- 鹿島 ～ 串木野 2時間15分（最短） 1日2便
- 長浜 ～ 串木野 1時間40分（最短） 1日2便

◆ 高速船シーホーク（304 t）

- 里 ～ 串木野 50分（最短） 1日2便
- 長浜 ～ 串木野 1時間 5分（最短） 1日2便

(2) 島内道路等

- ◇ 道路改良・舗装率

（単位：％）

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
甑島地域	88.4	100.0	68.0	94.5	75.0	96.4
離島計	87.7	99.0	58.9	90.3	66.5	92.5
本土計	69.2	99.9	68.1	89.3	70.8	91.1
県計	73.5	99.9	66.3	86.8	69.7	89.1

※ 平成23年度道路現況調書(平成23年4月1日現在)

- ◇ 県道

甑島を縦貫する道路として上甑島の県道桑之浦里港線、上甑島と中甑島を結ぶ県道鹿島上甑線及び下甑島の県道手打藺牟田港線があり、また、上甑島北部を横断する県道瀬上里線及び下甑島の西岸を走る県道長浜手打港線があります。

このうち、手打藺牟田港線については、昭和59年に芦浜トンネルが開通した結果、陸路による旧鹿島村と旧下甑村との往来が可能となり、両地域の交流が活発化するようになりました。

また、上甑島～中甑島間については、平成5年に二つの架橋により両島が結ばれ上甑町の一体化が図られるなど、道路事情は格段に改善されています。

さらに、平成23年に手打バイパスが開通したことで、青瀬・瀬尾地区と手打地区の往来の安全性・利便性が向上しました。

しかしながら、上甑島の瀬上里線等については、屈曲箇所、幅員狭小箇所等整備を要するところもあり、その整備を推進しています。

また、甑島列島を一体化し、全島的な陸上交通ネットワークを形成するため、中甑島～下甑島間の藺牟田瀬戸架橋について整備を推進しています。

◇ 市道

市道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、県道を相互に連絡したり地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら甑島地域においては、地域間を連絡する幹線市道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

◇ 島内交通

島内交通については、市のコミュニティバスとして定期路線バスが運行されています。今後は、交通弱者等の移動手段確保のため、効率的で利便性の高い運行を図る必要があります。

第3節 情報通信の現況及び課題

◇ 本土と各島間は、市が国の補助事業を活用し、平成20年度にNTT西日本と共同でループ状に敷設した海底光ケーブルで接続されています。

また、島内の公共施設等までは、光ファイバが敷設されていますが、各戸までは光ファイバは敷設されていません。

◇ 海底光ケーブル等を敷設したことに伴い、全域がADSLのサービス提供地域となりましたが、電話交換局からの距離により、電気信号の減衰のため、本来のADSLサービスが利用できない地区もあります。

◇ 携帯電話については、移動通信用鉄塔施設整備事業等の実施により、ほぼ全域がサービスエリアとなっており、居住地域等では利用可能となっています。

◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化に伴い「新たな難視」地区が一部に存在していましたが、共聴施設の新設により現在は解消されています。

◇ 本土及び各島間の光ケーブル化に伴い、各島内でも支所や公民館等の公共施設を光ファイバで結ぶ地域公共ネットワークを整備し、全小中学校でのインターネットやテレビ会議システムの利用、双方向による住民サービスの提供を行っています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

◇ 本地域の住民にとって船舶は本土との唯一の交通手段となっていますが、その割高な運賃が住民等の大きな負担となっています。負担軽減のため、運航事業者においては、補助制度を活用し、地域住民に対する運賃割引を実施しています。

◇ 市では農畜産物（ジャガイモ、タマネギ、ソラマメ、子牛等）の島外搬出に要する費用の支援を行っています。

第5節 産業の現況及び課題

◇ 産業分類別就業者数

(単位:人,%)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	286	12.3
うち農業	31	1.3
うち林業	0	0.0
うち水産業	255	10.9
第2次産業	452	19.4
第3次産業	1,587	68.1
分類不能	5	0.2
合計	2,330	100.0

※ 平成22年国調調査

◇ 本地域では、総生産額及び就業者数ともに、第3次産業が大きな割合を占めています。

◇ 農林水産業生産額（5年毎推移）

(単位:百万円)

区分	農業					畜産	計 (A)	林業 (B)	水産業 (C)	農林水産業 合計 (A+B+C)
	耕種	うち 米	うち イモ	うち 野菜						
H12	109.7	33.0	24.8	36.9	63.0	172.7	3.9	1,108.9	1,285.5	
H17	90.9	26.3	22.3	35.2	70.8	161.7	0.1	857.7	1,019.5	
H22	40.4	9.3	5.2	16.0	59.8	100.2	2.0	2,335.6	2,437.8	

※ 市町村調べ

※ 離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、農業は減少傾向ですが、水産業は平成22年度に大きく増加しています。

(1) 農業

◇ 各島とも地形が急峻であるため、耕地は少なく、点在しています。台風や冬場の強い季節風の影響を受けやすい条件のなかで、放牧形態による肉用牛や水稻、焼酎用さつまいも、そらまめ、パッションフルーツが生産されており、近年、ばれいしょ、たまねぎの生産振興が図られています。

◇ しかし、過疎化の進行により担い手は減少し、耕作放棄地は増加の傾向にあります。

◇ 上甌島では、上甌生活改善センターを拠点に、パッションフルーツなどの地域特産物を利用した加工品づくりに取り組んでいます。

◇ また平成11年度から、し尿や生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を進めており、農村生活環境の改善に努めています。

(2) 林業

◇ 森林面積

(単位: ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち
				人工林
甑島地域	8,956	23	8,933	1,260

※ 平成24年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は8,956haで、天然広葉樹が7,484haで約84%を占め、そのうち樺林が155haとなっています。特用林産物については、しいたけ、樺の実、木炭等の生産が行われていますが、これらの資源の利用や森林の適正な管理を図るため、引き続き林道等の路網整備を図る必要があります。

(3) 水産業

- ◇ 本地域の周辺海域は、アジ、サバ、ブリ等の回遊魚をはじめ、キビナゴ、バショウカジキ、アワビ等の水産資源が豊富で、県内でも有数の好漁場を有しています。
- ◇ これらの資源を活用した漁船漁業や、クロマグロ、カンパチ等の養殖が行われています。
- ◇ 甑島漁業協同組合では、地域特産魚であるキビナゴを用いて、急速凍結による鮮度の高い刺身商材やフライ商材が製造されています。その他、海洋深層水の使用によるアジ、サバの塩干品が製造されています。なかでも、キビナゴのフライ商材については、外食向け商材として県外出荷されています。
- ◇ 周辺海域の一層の活用を図るため、ヒラメ、アワビ等の種苗の放流や魚礁等の設置による漁場造成、アワビ、キビナゴ等の資源管理型漁業が推進されています。
- ◇ 水産業は本地域の基幹産業であり、今後は、漁船漁業の効率化、養殖業の安定的振興に加え、6次産業化の取組も求められています。

(4) 工業、製造業(特産品製造も含む)

- ◇ 当地域は、本格焼酎、水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ 近年では、特産品製造企業や小規模事業者等による新商品開発や販路開拓、県外大消費地へのアプローチが積極的に行われています。
- ◇ 九州で唯一取水されている海洋深層水については清涼飲料水、塩・にがりなどの製造・販売や農業にも積極的に活用されています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、基幹産業である第1次産業だけではなく、第2次産業、特に建設業の不振に伴い就業機会が減少しています。
- ◇ また、若者の島外流出や高齢化の進行により、就業人口も減っています。
- ◇ 一方で、観光客の増加や高齢者の増加に伴い、飲食店・宿泊業及び医療・福祉業の就業者は近年増加し、UIターンした若者による新たな起業が行われるようになっています。
- ◇ 今後、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められるとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
甌島地域	5,741	5,741	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 日本の廃棄物処理(環境省)平成22年度調査

◇ ごみ処理施設(焼却施設)

区分	設置主体	設置場所	規模 (t/日)	工事年度	
				着工	竣工
甌島地域	薩摩川内市	里町里	7.0	H2	H3
		下甌町青瀬	8.0	S62	S63
		鹿島町藺牟田	2.8	H7	H7

※ 県廃棄物・リサイクル対策課調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ ごみ処理については、可燃ごみは島内の焼却施設で処理し、焼却灰及び不燃物等は島外搬出しています。
- ◇ なお、焼却施設は老朽化が激しく、毎年大規模改修を実施しているところであり、今後、生ごみ堆肥化等を推進し、施設の延命化を図る必要があります。

(2) し尿処理

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
甌島地域	5,594	4,527	80.9	29

※ 市町村調べ

※ 日本の廃棄物処理(環境省)平成22年度調査

◇ し尿処理施設

区分	設置主体	設置場所	規模 (kl/日)	工事年度	
				着工	竣工
甌島地域	薩摩川内市	下甌村長浜	6	H3	H4

※ 県廃棄物・リサイクル対策課調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ し尿については、一部の地域を除き、施設処理を行っています。

(3) 産業廃棄物

- ◇ 処理施設が少なく、島内で処理できない廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

(単位:人,%)

区分	行政区内人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	
甌島地域	5,576	0	0	7,570	5,576	0	0	7,570	5,576	100.0

※ 市町村調べ

※ 平成22年度水道統計調査

- ◇ 水道は全戸に普及していますが、一部地域では、渇水期における水不足や豪雨時の高濁度水の流入などの問題が生じているほか、施設の老朽化が問題となっている地区もあります。
- ◇ このため、新たな水源の確保、施設の増補改良等を行い、水道の安定供給を図る必要があります。

(5) 公営住宅

(単位:戸)

区分	管理戸数							
					うち老朽化住宅戸数			
	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計
公営住宅・特公賃		市町村単独ほか	公営住宅・特公賃			市町村単独ほか		
甌島地域	0	271	47	318	0	17	18	35

※ 県住宅政策室、市町村調べ

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ 本地域の平成24年4月1日現在の公営住宅管理戸数は318戸で、うち老朽化した住宅は35戸(全管理戸数に占める割合は11.0%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般診療所数	歯科診療所数	医師(人)	歯科医師(人)	薬剤師(人)	看護師(人)	助産師(人)

※ 県保健医療福祉課、県地域医療整備課調べ、市町村調べ(薬剤師のみ)

※ 病院数は平成22年10月1日現在

※ 一般・歯科診療所数及び医師・歯科医師・看護師数は、平成24年4月1日現在

※ 医師及び看護師(准看護師含む)は非常勤を含む

- ◇ 本地域には、12カ所の市立診療所(うち10カ所がへき地診療所)が設置されているほか、民間診療所が1カ所あり、常勤医師は5人、常勤歯科医師は2人、看護師12人、准看護師20人となっています。
- ◇ 中甌島には医師がいないため、架橋で繋がる上甌島から出張診療が行われている

- ほか、上甑島の診療所が利用されています。
- ◇ また、常勤医師の負担を軽減するため、県内の2民間医療機関から下甑長浜診療所と下甑手打診療所へ医師が1人ずつ隔週3日派遣されています。
 - ◇ 眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科については、鹿児島大学医学部及び県医師会の協力を得て巡回診療を実施しています。
 - ◇ 歯科については、鹿児島大学歯学部から月に2週間、歯科医師が鹿島診療所に派遣されています。
 - ◇ 医療従事者の確保が課題であり、市が医療福祉従事者奨学資金貸与条例を制定し、本地域の医療施設等へ将来勤務しようとする学生等に対し奨学金を貸与しています。

(2) 救急医療

- ◇ 本地域内の診療所等で対応できない救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプター等により市本土地域、鹿児島市及びいちき串木野市の医療機関へ搬送しています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 市に4人（上甑島、下甑島各2人）の保健師が常勤しており、保健所も市や関係機関と連携をとりながら、健康づくり事業等や保健指導を行っています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がいないことから、妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 不妊治療受診者については、治療に係る費用に加え、通院に要する交通費や宿泊費が大きな経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の要支援・要介護認定者は、平成24年4月末現在で619人、要介護認定率は26.3%であり、県平均（20.3%）より高くなっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム4施設が整備されているほか、居宅サービスとして、訪問介護2事業所、訪問看護1事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
甑島地域	26.5	30.5	35.6	39.8	41.5	42.2
鹿児島県	14.2	16.6	19.7	22.6	24.8	26.5
全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成12年で39.8%、平成17年で41.5%、平成22年で42.2%と上昇しています。

- ◇ また、平成22年の高齢化率は、全国平均(23.0%)を19.2ポイント、県平均(26.5%)を15.7ポイント上回っています。
- ◇ 高齢世帯数

(単位:世帯,%)

区 分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
甑島地域	2,786	1,171	42.0
鹿児島県	727,273	198,053	27.2
全 国	51,842,307	10,041,720	19.4

※ 県介護福祉課調べ(平成22年国勢調査)

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯)の一般世帯に占める割合は42.0%で、約7世帯に3世帯が高齢世帯であり、県平均(27.2%)及び全国平均(19.4%)を大きく上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ また、在宅介護については、同事業を活用して、介護用品・介護手当金等の支給など在宅介護者の負担軽減を図るための事業を実施しています。
- ◇ 老人福祉施設等については、特別養護老人ホーム(4箇所)、養護老人ホーム(1箇所)、老人デイサービスセンター(3箇所)、生活支援ハウス(3箇所)等が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター(1箇所)が設置されています。

(2) その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校6校、中学校5校が設置されています。上甑島、下甑島では遠距離通学のため、スクールバスが運行されています。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため、進学する生徒は島外の学校に通学しています。
- ◇ 平成24年度現在、小学校1校・中学校1校が山村留学を実施しており、県外を含む8名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設については老朽化が進んでいます。また、水泳プールについては、小学校2校、中学校2校に設置されています。
- ◇ 社会教育活動については、各地区に公民館等が設置され、積極的な学習活動が行われていますが、地域活動のリーダーやボランティア等の人材育成の講座などが求められています。
また、老朽化した施設・設備の改修が必要となっています。
- ◇ 特筆される文化財としては、国指定重要無形民俗文化財及び無形文化遺産の甑島のトシドン、県指定無形民俗文化財の甑島の内侍舞、国の登録有形文化財の鹿島村

離島住民生活センターなどがあります。

- ◇ 近年、鹿島町を中心に恐竜化石の調査、展示・活用が進められています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
甌島地域	37,200	45,400	58,300

- ※ 市町村調べ
- ※ 離島統計年報

- ◇ 年間宿泊者数

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
甌島地域	34,600	35,100	35,400

- ※ 市町村調べ
- ※ 離島統計年報

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、増加傾向となっています。
- ◇ 本地域は、日本の地質百選に認定されている鹿島断崖をはじめ、長目の浜やナポレオン岩等の美しい景観を有しており、昭和56年には、甌島県立自然公園に指定されています。
- ◇ 武家屋敷跡、カノコユリやカラスバト等の貴重な動植物、国指定無形民俗文化財の指定や国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産の代表リストへの登録がなされた甌島のトシドン、新鮮な魚介類を生かした「食」、さらには、甌大明神マラソン大会やこしき島アクアスロン大会、甌島イカ釣り大会、竜宮文化フェスタ等のイベントの開催など、特色ある観光資源を有しています。
- ◇ これらの観光資源を生かして、里交流センター「甌島館」や上甌県民自然レクリエーション村、竜宮の郷(下甌離島体験宿泊施設)、キャンプ場、海水浴場、ダイビング、遊歩道、展望所などの観光施設の整備が進められるとともに、観光遊覧船や水中展望船による周辺海域のクルージング観光も行われています。
- ◇ 平成26年度の川内甌島航路の新高速船就航により、運航時間の短縮、利用者の利便性向上など観光振興にも大きな効果を及ぼすものと期待されています。
- ◇ 地域住民においても、観光地としてのイメージアップのため、ボランティアグループによる海岸の清掃活動、公園や港の緑化活動など様々な取組が行われています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 里交流センター「甌島館」や上甌県民自然レクリエーション村、下甌離島体験宿泊施設「竜宮の郷」、キャンプ場、海水浴場、遊歩道、展望所などの観光施設等を中心に、甌大明神マラソン大会、こしき島アクアスロン大会、甌島イカ釣り大会、竜宮文化フェスタ等のイベントの開催により、積極的に地域外との交流を行っています。
- ◇ 小学生については、本土での陸上記録会や子ども綱引き等への参加や本土からの「甌アイランドウォッチング事業」の実施により相互の交流活動を行っています。
- ◇ 大学等の野外研究の一環と交流を目的として、アイランドキャンパス事業を平成20年度から実施しており、年々応募大学も増えています。

- ◇ 鹿島町では、「ウミネコ留学」が行われており、平成8年度から延べ204名の留学生を受け入れています。
- ◇ 里町のトンボロ芸術村、コシキアートプロジェクトなど文化活動事業も活発に行われています。これらの文化活動は島外からの交流人口の増加につながり、甌島の振興に大きく寄与しています。今後、活動を地域内一円に拡充する取組が必要です。
- ◇ 山村留学状況一覧

区分	留学名称	実施校名	児童・生徒数 (人)
甌島地域	ウミネコ留学	鹿島小学校	6
		海星中学校	2
総計			8

- ※ 市町村調べ
- ※ 平成24年5月1日現在

- ◇ 山村留学では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 豪壮な海食崖、特異な潟湖群、自然性豊かな常緑広葉樹林などの多様で特色ある自然を有し、甌島県立自然公園に指定(昭和56年)されています。
- ◇ 上甌島の貝池は、約30億年前に出現し世界でも7箇所しかない光合成細菌の一種「クロマチウム」の生息地です。
- ◇ 海岸にはウミガメが上陸するほか、カラスバトやヘゴの自生地は国指定天然記念物に指定されています。
- ◇ 近海では、オニヒトデやガンガセなどの食害生物の大量発生により、サンゴ礁や藻場が減少しています。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全、悪臭の防止等に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 地域の電力は内燃力発電によって賄われています。
- ◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーや電気自動車の積極的な導入が課題となっています。
- ◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、上甌島に九州電力(株)の出力250kWの風力発電施設(1基)が設置されています。
- ◇ また、公共施設等において、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。

第16節 国土保全等の現況及び課題

◇ 河川

(単位: 河川数, km, %)

河川概要			要改修延長 (A-B=C)	改修率	
河川数	河川延長 (A)	改修不要 区間延長 (B)		16段階の8以上	
				延長 (D)	整備率 (D/C)
4	4.9	0.0	4.9	4.9	100.0

※ 県河川課調べ(平成24年3月31日)

◇ 砂防

(単位: 箇所, %)

土石流危険渓流				地すべり危険箇所			
危険 箇所数	整備済 箇所数	未整備 箇所数	整備率	危険 箇所数	整備済 箇所数	未整備 箇所数	整備率
77	24	53	31.2	0	0	0	—

急傾斜地崩壊危険箇所			
要整備 箇所数	整備済 箇所数	未整備 箇所数	整備率
52	19	33	36.5

※ 県砂防課調べ(平成24年度)

◇ 治山

(単位: 地区数, %)

山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率
67	46	21	68.7	87	60	27	69.0

※ 県森づくり推進課調べ(平成24年3月31日)

- ◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また地形的にも山が海岸まで迫り、急傾斜地が多く、河川も短く勾配が急であることから、崖崩れ・土石流等の災害を受けやすいため、砂防・治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。
- ◇ 移住については、定住補助制度など各種施策に取り組んでいますが、ニーズに対応した雇用環境や住環境の整備が課題となっています。
- ◇ 今後は人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 本地域においては、定期航路や不定期便が本土との唯一の交通手段となっており、地域産業の活性化や生活圏の広域化をはじめ、交流人口の拡大を図るため、定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港湾の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 本土と甌島を結ぶ定期航路の維持・改善を図るほか、高速船の更新に伴い本土側寄港地を川内港に移設することから、甌島を中心とした薩摩川内市、いちき串木野市にまたがる広域周遊ルートを形成し、交流人口拡大を図ります。
- 川内港の高速船発着場所には、浮棧橋や待合所を整備するとともに、イベント広場や駐車場等を併設して、利用者の利便性向上を図ります。
- 里港では、浮棧橋を整備し、地元漁業の振興や荷揚作業の安全性向上を図ります。
- 長浜港では、浮棧橋や防波堤等を整備し、荷揚作業の効率化・安全性の向上及び港内の静穏度の向上を図ります。
- 臨港道路を整備し、港湾利用者等の利便性向上を図ります。
- 定期船や貨物船等の安全な運航を図るため、中甌漁港や藺牟田漁港等の防波堤の整備を図るとともに、地域に密着した産業活動等の拠点であるその他の港湾についても、安全で利用しやすい港として整備を図ります。
- 平成24年度に寄港地集約された中甌漁港及び手打漁港の待合所は、地域の主要施設であることから、その利活用について調査を実施し、今後の施設のあり方を検討します。
- 旅客待合所が、地域住民や観光客の利便性向上につながり、地域振興の核となる施設になるよう、住民の意向を踏まえて整備を図ります。

2 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通の確保のため、本地域を縦貫する道路の整備、公共施設等へのアクセス強化、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを推進するとともに、バスの運行の維持・確保を図ります。
- また、藺牟田瀬戸架橋の完成により、甌島3島が陸路で接続されることから、完成後は全島一体となった交通アクセスを構築し、観光振興や地域間交流による地域活性化を促進します。

(2) 計画の内容

- 島内における距離的・時間的制約を克服するため、甌島を縦貫する道路を重点的に整備するとともに、観光地へのアクセス道路の整備を進めます。
- 地域間交流の促進や医療、災害等における島民の利便性向上を図るため、中甌島～下甌島間の藺牟田瀬戸架橋の建設を推進します。
- 地域に密着した生活道路の改良整備を促進するとともに、歩道と車道の段差や勾配を小さくするなど、人にやさしい道路環境の整備を図ります。
- 住民の生活路線としてのバスの運行の維持・確保と利便性向上を図るため、デマンド交通（事前予約型乗合バス）の導入促進を図ります。

- また、藺牟田瀬戸架橋完成後は、更なる交通利便性向上のため、里から下甌までのバス運行経路などの検討を行います。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、公共施設等で誰でも高速のブロードバンドが利用可能となる環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 公衆無線LANなどを活用したブロードバンド利用環境の整備の促進を図ります。
- 企業や地域住民の情報リテラシーの向上及び積極的なインターネットの利用啓発を目的とした各種団体や自主研究グループに対する研修会等を通じ、地域におけるICTリーダーの養成に努めます。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。
- 地域外への農産物や子牛等の搬出等の移動に係る費用の低廉化に努めます。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 海洋性気候を利用した作物の振興に加え、6次産業化や農商工等連携を促進し、農家所得の安定、地域の活性化を図ります。
- 自然環境や農村景観との調和を図りながら、地域の特性に応じた農村環境の整備や農道等の生産基盤の整備を進め、農業後継者など若者の定着と農業の生産性の向上を図ります。
- 良質な粗飼料資源の確保や優良雌牛の導入等により、低コスト・高品質の肉用子牛の生産を図るとともに、家畜防疫の徹底や家畜排せつ物の適正な処理を促進します。
- 放牧中心の飼養形態から、一部舎飼いを併用した飼養形態への移行を進めます。

(2) 計画の内容

- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 肉用牛については、良質な粗飼料の確保や、優良雌牛の導入と併せて飼養管理技術の向上を図りながら、商品性の高い肉用子牛の生産を推進するとともに、家畜排

せつ物の適正処理による地域環境との調和を図ります。

- 地域内で大半を消費する早期水稻や焼酎用さつまいもの生産と島外出荷の農産物の組み合わせによる農地の有効活用を図りながら、営農指導及び海上輸送料の助成を引き続き行い、農業経営の安定化や後継者・新規就農者を含めた担い手の確保及び育成を図ります。また、観光振興と一体となった6次産業化の推進を図ります。
- 農産物加工については、地域資源を生かした加工品の開発と販路拡大を支援します。
- 効率的・安定的な農業経営を確立するために、農道などの基盤整備を進めるとともに、耕作放棄地の計画的利活用や営農集団の組織化を図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 定住条件の整備や農村環境の改善を図るため、集落排水や公園等の整備を促進するとともに、棚田などを活用した農作業等の体験学習や体験型観光を促進し、都市と農村との交流を図ります。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や複層林改良等による森林の適正な整備を促進します。
- 椿などの特用林産物の生産振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源かん養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、複層林施業など森林の整備を実施し、健全な森林の育成を図ります。
- 森林資源の有効活用や林業経営の合理化に資するため、林道等の路網整備を促進するとともに、椿等の特用林産物の生産振興を図ります。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による稚魚放流などの取組を支援しながら、稚魚の放流や漁場の造成等による水産資源の増大を図るとともに、クロマグロ、カンパチ、ブリなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定化を図ります。
- 特産のキビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などを対象とした販路の拡大や新たな水産加工品の開発を支援し、「甌島ブランド」の確立を図ります。
- また、地域に存在する優れた資源を生かし、水産加工の6次産業化を進めます。
- 漁港施設の整備や漁業技術の高度化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大を図ります。
- 中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成するとともに、新規漁業就業者の確保を図ります。
- 漁業集落が行う自発的な活動を支援するために、国の支援制度などの活用により当地域の漁業の再生を図ります。

(2) 計画の内容

- 複雑に入り組んだ入り江などの海域特性に応じて、アワビ、カサゴなどの稚魚・稚魚の放流による栽培漁業を進め、遊漁者や地域住民の協力を得ながら水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。

- 魚礁や増殖場の設置 藻場の造成等により、磯焼け現象の解消や資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 環境に配慮しながら、クロマグロ、カンパチ等の養殖の振興を図るとともに、漁業経営の安定や地域活性化を図ります。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、漁業体験研修や技術習得のための「ザ・漁師塾」等を通じて、新規就業者の確保を図ります。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 荷さばき施設や製氷冷蔵施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や、新たな冷凍技術など加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- キビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などの地域特産魚種の流通改善を図るため、集出荷の一元化や保管調整による出荷体制構築への取組を促進するとともに「甌島ブランド」の確立を図ります。
- また、キビナゴについては今まで培われてきたブランド力を生かし、漁業者と漁業協働組合が一体となった6次産業化を促進します。
- 利用しやすい係留施設や蓄養・養殖用水域の確保も兼ねた防波堤等の整備を推進し、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。
- 集落排水施設や憩いの場などの整備を促進し、漁村環境の改善や公共用水域の水質保全を図るほか、体験漁業等を通して地域内外の人々との交流を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 水産加工業や焼酎などの地場産業の振興を図りながら、農林水産物等を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を支援します。
- 海洋資源に関連した産業など、地域の特性を生かした産業の振興を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 地域資源を活用した農林水産物の加工や観光に繋がる業種に特化した企業誘致に努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 豊富な地域資源の一層の活用や未利用資源の掘り起こしによる特産品の開発を促進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、インターネット等を活用し、情報発信、消費拡大を図ります。
- 豊富な農林水産物など、地域資源を生かした製品開発や起業化等を支援します。
- 企業立地については、農林水産物などの地域資源を生かした、企業や研究機関等の立地を促進します。
- 本地域へは、既存の企業立地促進条例に基づく支援制度の要件緩和や特別支援補助の検討等による補助内容の拡充を図り、併せて適合した企業誘致を推進します。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るとともに、地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成に努めます。

- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実，若者が地元に着定する魅力ある産業おこし，地域特性を生かした地域づくりを進め，県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら，地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や，魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興，地場産業の振興や，医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また，高齢者やU I ターン者等が知識と経験を生かし，その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- 九州新幹線鹿児島ルートの特急開業効果を最大限に生かし，観光振興を通じた雇用環境の改善を図ります。
- 消費者ニーズに即した高付加価値商品の生産，加工品の開発，販売といった6次産業化等を支援し，雇用の創出と所得の増加に努めます。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民や事業所等によるごみの排出抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに，適正な処理を行うことにより，快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し，地域の若者や高齢者，U I ターン者など，誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を図ります。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに，生活排水処理施設の効率的な整備により，公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- 一般廃棄物については，適正処理の啓発活動や分別収集体制の充実を図るとともに，焼却施設等については，市本土側の施設を含めた市全域での広域的処理体制の整備を図ります。
- 高齢化率が高いため，高齢世帯や独居老人によるごみの分別について，負担軽減策に努めます。
- 個人の生ごみ堆肥化を推進するとともに，地域及び事業所単位での生ごみ処理の普及を促進し，生ごみを堆肥化し，農地や家庭菜園，地域の植栽等地域の環境保全活動への活用を推進します。
- 家電リサイクルについては，指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度等の促進を図るほか，自動車リサイクルについても，海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 産業廃棄物については，減量化・リサイクルを一層促進するとともに，適切な処理施設の整備を促進します。
- 火葬施設については，現有3施設の集合化など効率的な運営体制による施設の更新を図ります。
- 地域の気候・風土，生活習慣及び伝統文化に十分配慮しながら，老朽化した公営住宅の建て替えを推進するとともに，バリアフリー化など高齢者等のニーズに沿っ

た住宅の整備を促進します。

- 空き家や遊休地の積極的な活用による定住促進施策を図ります。
- 若者の定着やU I ターンを促進するため、公営住宅の入居斡旋や長寿命化計画に基づき、利用のない教職員住宅については、所管替えを行い、公営住宅としての活用を図ります。
- 水道については、水質管理の徹底に努めながら、老朽化した水道施設等の改良整備や水需要に応じた水源の確保を図ります。
- 生活排水処理について、公共下水道・集落排水施設への接続の推進及び老朽化した下水道施設等の計画的な改築や機能維持を図り、集合処理施設の整備が出来ない地域については小型合併処理浄化槽の整備費用の助成により導入を促進します。
- 公共下水道等へ接続できるまでの間、し尿等については、本土側の市し尿処理施設を含めた効率的な処理を図ります。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 診療所の診療機能の充実・強化等により、地域住民が等しく適切な医療サービスを受受できるような保健医療供給体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。
- 不妊治療受診者については、その治療に伴う経済的な負担軽減の取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 医療施設・設備の整備や遠隔医療支援、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科など特定診療科目の巡回診療の拡充を促進するなど、診療機能の強化を図ります。
- 自治医科大学卒業医師の確保・定着や鹿児島県医師修学資金貸与制度の地域卒業医師の派遣確保に努めるとともに、看護師等の医療従事者の安定的確保を図ります。
- 地域医療への理解や将来的な医師確保に資するため、臨床研修医や医学生の実入りに努めます。
- 常勤医師の負担軽減のため、鹿児島県へき地医療支援機構や民間医療機関からの代診医の確保に努めます。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、診療所と本土の医療機関等との緊密な連携体制を一層充実・強化するとともに、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- また、夜間の救急搬送に対応できる場外離発着場の整備を促進します。
- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、保健所・川内保健センターと本地域の2保健センターの連携を図りながら「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの一層の充実に努めます。
- 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 産婦人科医、助産師による健康相談、健康教育及び小児科医による乳幼児健康診査の環境整備を促進します。
- 不妊治療受診者については、その治療に伴う経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 薩摩川内市の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、市と連携しながら地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を促進します。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた家庭や地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら充実した生活を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 本格的な超高齢社会を迎えるため、新たなニーズを踏まえ、高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を引き続き展開するとともに、元気な高齢者が、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加ができるような環境整備を図ります。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図ります。
- へき地保育所の開設や機能充実、地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 郷土の自然や歴史、文化に根ざした特色ある教育活動を推進し、心身ともに健康で社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努めます。さらに、学校・家庭・地域等が一体となった取組による安全・安心な学校づくりに努めます。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努めます。
- 地域に根ざした多様な特色ある伝統芸能の保存・伝承や文化活動を促進するとともに、生涯を通じた学習機会の充実等により、文化・スポーツ活動を通じた地域内外の人々との交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 幼稚園における預かり保育事業の充実を図ります。
- 児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行しているため、引き続き、状況に対応した教育内容・方法の改善を図るとともに、児童生徒にとってより適切な学校教育環境を整えるために、学校の再編等を進めます。
- 安全・安心なスクールバスの運行に努めます。
- 本地域を離れ、本土の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設については、危険建物の改築、大規模改造等の整備を促進します。
- 「ウミネコ留学」を実施し、児童生徒の増加による教育効果を高め、地区の活性化と都市地域との交流や定住促進を図ります。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会や文化・スポーツ施設の整備拡充などを図るとともに、生涯学習の指導者や地域活動のリーダーやボランティア等の人材の育成を図ります。
- 伝統芸能の調査、活用、継承に努めるとともに、自然、動植物も含め、観光や環境、文化の面と連携しながら、本地域の新たな魅力の発見に取り組みます。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 甕島県立自然公園等の優れた自然の保全を図りながら、変化に富んだ海岸線や多彩な湖沼群、鹿の子ゆりの群生など、優れた観光資源を生かした観光施設や観光農園、自然とのふれあいの場などの整備を促進します。
- 自然レクリエーション村などの既存施設の充実や積極的な活用を図ります。
- ダイビング・フィッシングなどのマリンスポーツや、ウミネコの餌付け、塩作り体験、棚田の耕作など、本地域ならではの滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 民間活力による宿泊施設の整備、キビナゴなどの新鮮な魚介類を生かした「食」の開発・普及、海洋資源などを活用した特産品の開発などを推進します。
- 地域住民をはじめ、観光事業者や関係団体、業界、市、県が一体となった総合的な受入体制の整備を促進します。
- 薩摩川内市観光協会や北薩摩振興推進協議会等との連携のもと、本地域の体験型

観光の推進や観光遊覧船等を活用した滞在型観光ルートの形成を図ります。

- 県本土や他の離島地域との連携を図りながら、各種の物産観光展への参加やインターネット等を活用した誘客宣伝に取り組みます。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- マラソン大会などの参加型イベント、甌島のトシドンなどの伝統芸能、海洋資源などに関する大学等の学外研究活動の誘致、出身者等のネットワーク化などにより、地域内外との交流・連携を積極的に促進し、UIターン、二地域居住等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。
- トンボロ芸術村、コシキアートプロジェクトなど新たな文化活動と古くより伝承される文化との調和を図りながら、島内外の地域との交流を促進します。
- UIターン者等を中心とした地域づくりの取組や、本土や他の離島地域との地域間連携による交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光や地域ぐるみで開催される甌大明神マラソン大会などの参加型イベント、甌島のトシドンなどの伝統芸能を通して、地域住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワークを形成して交流・連携を図るとともに、島外の小中学校との交流学习や友好都市との相互訪問、山村留学制度の充実などにより、幅広い年代層間における地域間交流を図ります。
- 一部地域で実施されているトンボロ芸術村、コシキアートプロジェクトなどを島内全域に拡充する取組を促進します。
- UIターン者等の新たな視点による地域資源の発掘とその地域資源を生かした特色ある地域づくりの取組や、本土や他の離島地域との人材交流やネットワーク構築などの持続可能性の高い交流を促進します。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好な地域環境を維持するため、市との連携により、大気環境や水環境の保全、悪臭の防止等に努めます。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。
- 人と自然との関わりについて啓発するとともに、野生生物の生息環境の保全を図り、自然環境及び生物多様性の保全に努めます。

(2) 計画の内容

- 水産養殖業における適正規模による養殖や養殖方法の改善、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 自然環境の保全については、自然観察会などの自然体験学習を推進するとともに、パトロールや啓発活動によりごみの不法投棄防止を促進します。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めま

す。

- 自然公園法や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行うとともに、国立公園指定に向けた検討を行います。また、ラムサール条約登録推進のための取組を行います。
- 生物多様性の保全については、監視パトロールによるウミガメの保護、オニヒトデなどの食害生物の駆除や外来生物の生息状況と把握に努め、希少種の保護、情報発信を図ります。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、可能な限り多様な分散型電源の普及を促進するとともに、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利用など「エネルギーの地産地消」を推進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 蓄電池の活用等による再生可能エネルギー発電設備の連系可能量の拡大を促進します。
- 集落や観光スポットに充電ステーションを設置するなど、電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及を促進し、エコアイランド化を図ります。
- 公共施設に積極的に再生可能エネルギー等を活用した分散型電源や蓄電池の設置を推進し、災害時等の避難施設など地域の拠点施設等としての充実を図ります。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等から生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波に対する避難道路等の整備や避難体制の確保を図ります。
- 防災拠点施設である消防庁舎の機能強化や、消防団の車庫詰所の計画的な整備をはじめ、本地域の消防体制充実のため、災害時の初動体制と夜間の消防体制の強化を図ります。
- 老朽化した消防ポンプ車等の更新や防火水槽の計画的な整備を図ります。
- 高齢化等による消防団員の減少を抑制するため、地域の女性や青年層の消防団活

動への参加を促進します。

- 自主防災組織の育成や訓練の実施等による住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災行政無線等の整備による情報伝達手段の充実を図ります。
- 消防職員、消防団員が地域と連携を図りながら高齢世帯等への定期的な防火訪問活動を積極的に行うことで、一人暮らしの高齢者が地域から孤立することがないよう高齢者の安全対策を図ります。
- 県地域防災計画（原子力災害対策編）における環境放射線監視強化区域として、甌島の全域について平常時からモニタリングポスト等による環境放射線の監視体制の強化を図ります。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを促進するとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 市が管理している定住支援センターによる定住促進施策に関する情報発信を行います。
- 既存施設や空き家の活用により、ニーズに対応した住環境の整備を促進します。
- 地場産業や水産業、観光業と連携した雇用環境の整備を促進します。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 住民が自己の役割や責務を自覚し、主体的に行動することで、住みやすいまち・個性的で活力と潤いに満ちた地域社会の実現を目指します。
- 行政は地域住民の自主性を尊重しながら、地区コミュニティ協議会を核とする共生・協働による地域振興を進めます。

(2) 計画の内容

- 島内の各地区で策定している「地区振興計画」に基づいた各種施策・事業の実施を推進します。
- 地域の資源を活用したコミュニティビジネス等による地区コミュニティ協議会の安定的な運営を図り、地域振興を進めることを促進します。
- 地域主体のしまづくりの取組に対し、各種補助金の助成や「地区支援担当職員」の配置等の検討を行います。
- 自治会やNPO等の設立・運営相談、活動支援などに努めるとともに、ボランティア活動の啓発等を通じ、各団体等が求める人材の育成を図ります。

